

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年8月30日

No	資料名等	頁	区分					項目	質問内容	回答
1	入札公告	1	第1	5				債務負担行為	昨年度提示された要求水準書から、計画修繕が大幅に変更になっています。今回の質疑回答によっては、費用の増大が見込まれますが、債務負担行為の設定の変更は無いとの理解でよろしいでしょうか。	今回の入札公告に記載されている債務負担行為額から変更する予定はありません。 昨年9～10月に公表しました要求水準書（案）と比較して、「攪拌装置付煮炊全自動煮炊機の一般の蒸気式回転窯釜への改修及び移動シンクの新設」、「調理室の結露対策」、「照明器具のLED化」が計画修繕から除かれていますが、今回の債務負担行為設定額は、それらの変更及び質疑回答をふまえた設定額となっています。
2	入札公告	2	第2	2	(3)	ア		維持管理企業の入札参加資格	参加資格において、ドライシステムの学校給食施設の維持管理業務を包括的に受託した実績ですが、全寮制の在籍生徒数であれば、3食合計で大量調理施設の実績であるとの理解でよろしいでしょうか。	まず、質問内容から受託しているのは学校の施設と見受けられますので、当該施設が学校給食施設として届出されているかどうかを確認してください。 次に、大量調理施設の基準ですが、『大量調理施設衛生管理マニュアル』では「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」とされています。 提供食数は、学校や調理業者等に確認してください。それが困難である場合、 ①全寮制の在籍生徒のほぼ全員が当該施設で調理された食事を3食喫食している実態があること。 ②3食分の合計が上記の大量調理施設の食数基準を満たすものであること。 を全て満たす限りにおいて、大量調理施設の実績であると認めます。その場合、参加資格申請書（様式2-8）の提供食数欄にその人数を記載してください。また、上記①及び②が判る資料を提出してください。
3	入札説明書	15	第4	3	(1)	ウ	(ア)	維持管理企業の入札参加資格	包括的な維持管理業務を行っている施設について、対象範囲にドライシステムの大量調理施設を含んでいれば参加資格の実績であるとの理解でよろしいでしょうか。	質問の「対象範囲」が「受託している維持管理業務対象の施設範囲」を指しているのであれば、ご理解のとおりです。施設全体の維持管理を包括的に受託しており、その施設の一部に大量調理施設に該当するエリアがある場合も、「大量調理施設の維持管理業務」を受託しているものとしてください。 ただし、仕様書等で大量調理施設に該当するエリアを業務範囲外とされている場合は上記に該当しないことに留意してください。 また、範囲が施設全体でも特定の機器のみの維持管理しか受託していない場合は「包括的」に該当しません。

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年8月30日

No	資料名等	頁	区分					項目	質問内容	回答
4	入札説明書	15	第4	3	(1)	ウ	(ア)	維持管理企業の入札参加資格	維持管理業務の実績として、契約形態が下請でも包括的に受託した実績であれば認めらるゝとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。その場合、参加資格申請書（様式2-8）の発注者欄に元請先を記載してください。
5	入札説明書	28	別添2	2	(1)			委託料D-2	「経常修繕に係る費用は、事業期間総額340,000千円（税抜）以内とし、」を上限とした根拠についてご教示頂けますでしょうか。	<p>市は、経常修繕費の算出にあたって、予防保全の考え方に基づき『建築物のライフサイクルコスト』（建築保全センター）に記載された方法を基にしています。そのうち、経常修繕費として予算確保できたものを経常修繕上限額の根拠にしています。</p> <p>本件施設は、平成13年度に改築して以降、市が直営でその都度修繕を発注する方式で維持管理してきたものの、施設の劣化状態を完全に把握することは難しいものと思われます。実現性のある、民間事業者の能力を活用した予防保全の維持管理を構築するため、市と事業者のリスク分担を設定したものです。</p> <p>市は、予防保全の考え方による事業者の良好な修繕・更新の提案を期待しています。</p>
6	入札説明書	28	別添2	2	(1)			委託料D-2	「経常修繕上限額の中で、緊急修繕枠を一定額見込んで提案すること。」の緊急修繕枠とは具体的にどのような修繕を想定されているでしょうか。もし南部調理場で具体的に緊急修繕として発生した事例があればご教示頂けると幸いです。	<p>緊急修繕とは、突発的に発生した不具合等について、利用者の安全確保や施設及び市の財産保護の点から、速やかに修繕をしなければ施設の運営に支障をきたすことが明らかな場合に行われる修繕を想定しています。</p> <p>経常修繕の実施内容は、原則、提案内容及び「長期修繕計画書」を前提としますが、この緊急修繕は具体的な修繕内容が想定できないため、各年度に修繕の実施内容を指定しない一定の緊急修繕費の枠を確保した提案を想定しています。</p> <p>上記のとおり本事業の枠組みの中で想定している修繕の考え方であるため、ご提示できる事例はありません。</p>

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年8月30日

No	資料名等	頁	区分					項目	質問内容	回答
7	入札説明書別添資料2	34	3	カ				光熱水費	<p>光熱水費は年間使用量の上限値を超過した場合には、超過分を事業者が負担するとありますが、計画修繕8及び10の実施により現状より光熱水の年間使用量が増加することが考えられます。計画修繕8及び10により増加した光熱水使用料は、合理的な理由に該当するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>『要求水準書（案）に対する質問・意見への回答』No. 5において、「合理的な理由があるものとして市が判断した場合には、超過した光熱水費を市が負担します。」という回答をしています。</p> <p>計画修繕8及び10の実施の結果、光熱水費が増大し得るケースとして、 ①要求水準または提案による計画修繕を実現するために設置または更新した設備等と、現状の設備等との差異により光熱水費が増大した場合 ②市と協議の上で修繕時期を後ろ倒しした結果、光熱水費が増大した場合 が考えられますが、 ①については、市として省エネに関する提案を期待しているところ、機器や施工方法の選択にあたってのやむを得ない理由があること。 ②については、光熱水費を増大したことが、修繕時期を後ろ倒ししたことを原因とすること。</p> <p>を確認できた場合において、合理的な理由があるものとして、費用負担を決定します。</p> <p>なお、要求水準書資料10の実績のとおり、設定している上限は、現在より食数が多い年度でも超過しない程度の値となっています。そのため、ご質問の場合であっても上限を超えることはないものと見込んでいます。</p>
8	要求水準書	19	第2	3	(2)	イ	(ウ)	食器	<p>食器がすべて新規調達することになりますが、それぞれ色の指定はありますか。</p>	<p>各食器の色は現時点で決まっていますが、市は以下の価格帯のものを想定しています。契約締結後、調達前に市と協議して決定することとしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大皿、小皿：2色形成とし、内側はアイボリーホワイト色、外側はオレンジ色。</li> <li>・汁わん：ブロックラインオレンジ（BLO）</li> </ul> <p>なお、資料3「食器・食缶等リスト」①食器・③食缶（バット、ミニバットは除く）の給食提供開始前の新規調達と、要求水準書第2-10-(3)-イにある「食器、食缶、食器かご」については、事業期間中1回の全数更新を行うこと。」は別であることを留意してください。また、記載内容が不明確であったため、「資料3「食器・食缶等リスト」に示すものについては、事業期間中1回の全数更新を行うこと。」に修正して公表します。</p>

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年8月30日

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
9	要求水準書	39	第2	10	(3)	イ	食器・食缶等の保守管理・補充調達	「コンテナについては、毎年1割ずつ更新すること。」とありますが、10年で全更新という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	43	第3	1	(1)	ウ	大規模修繕の考え方	供用開始から現時点までの厨房設備、空調、照明等の修繕及び更新カ所をご教示ください。	平成14年度～30年度の修繕履歴を貸出資料4に追加しましたので、この回答の公表日以降、貸出資料DVDにセットします。貸出資料DVDを既に借りている企業については、個別にご連絡します。
11	要求水準書	43	第3	1	(1)	ウ	大規模修繕の考え方	照明は全てLED照明でしょうか。	令和6年7月末現在、LED照明になっているのは1階は事務所内3か所、2階は学校給食協会用事務室内3か所と2階会議室内4か所です。また、今年度中に調理エリア内の数か所をLED照明に切り替える予定です。 それ以外の照明器具は、非LED照明です。
12	要求水準書	43	第3	1	(1)	ウ	大規模修繕の考え方	事業開始時点で更新時期の半分以上を経過し、かつ現状で定期的な保守・修繕が行われていない部位、設備等が破損・故障し更新となった場合は、事業者の帰責範疇を超えるものと認定されますか。	市は、事業者にて実施した定期的な保守・修繕履歴等を確認した上で、事業者の帰責範疇を超えるものと合理的な理由により認定します。そのため、事業開始時点で更新時期の半分以上を経過し、かつ現状で定期的な保守・修繕が行われていない部位、設備等についても経常修繕費の上限の範囲内にて適切な保守・修繕業務等を行い大規模修繕の発生を抑制してください。その結果を踏まえ、帰責範疇を超えるかどうか協議・認定の対象とします。 なお、経常修繕費の上限の範囲を超える経常修繕については、提案を踏まえ市の責任と負担で実施の有無を判断するとともに、その対応により給食提供に影響を及ぼす事象が発生した場合の責任も市とします。ただし、事業者が維持管理を怠った場合や修繕等が必要と把握していながら市に指摘しない場合等、事業者の責による事象の場合はこの限りではありません。
13	要求水準書	52	第3	5	(2)	イ	(カ) 放流水の水質検査	油水分離施設の放流水の水質検査とありますが、現状の採水場所を図示いただけますか。	貸出資料10別紙2をご覧ください。 貸出資料10については、No19回答を参照してください。

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年8月30日

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
14	要求水準書	60	第3	11	(1)	エ	アスベスト及びPCB等処分費	アスベスト及びPCB等の処分費用は、別途、市が負担すると思いますが、処分費用に撤去作業費を含むとの理解でよろしいでしょうか。	<p>ご理解のとおりです。この項において「処分」は撤去作業を含むものとします。そのため、その費用は市で負担しますが、撤去方法は処理方法とともに市との協議対象となります。</p> <p>なお、この事項は区分でも判るとおり経常修繕のみ適用されるものです。計画修繕の実施にあたりアスベスト及びPCBが検出されたとしても、撤去および処分は事業者負担です。債務負担行為設定額もその点をふまえた額となっています。</p>
15	資料3	1	①				食器	食器（汁わん）の仕様変更について、PEN食器の柄を教えてください。	No8回答をご参照ください。
16	資料7	1	7				排水水質検査	排水水質検査の実施頻度が1回/月となっているところ、現状の維持管理報告書は8月が実施されていませんが、どちらに合わせればよろしいでしょうか。	除害施設の清掃を行う8月を除く年11回とします。資料7「点検及び作業実施内容要求水準」を修正して公表します。
17	資料7	1	17				ガスヒートポンプエアコン定期整備	定期整備にはメーカーが指定する運転時間または経過年数で行う定期点検を含む認識でよろしいでしょうか?その場合、令和3年度に更新していることから、令和8年度及び令和13年度が点検実施年度と考えてよろしいでしょうか。	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、設置後から5年ごとまたは運転時間10,000時間ごとに定期点検するのが一般的なメーカー指定の点検頻度との認識のため、その頻度での点検をしてください。</p>
18	資料8	1	7				ボイラーの更新	ボイラー設備(脱酸素モジュール含む)更新について、図面M-35に表記があるドレン回収タンク・軟水装置・台数制御盤・カラーメトリー等まで、更新の対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	資料8	1	10				油水分離施設	既存油水分離施設について、現状と同程度の処理能力でよろしいでしょうか。その場合既設の処理能力等がわかる資料(設置届等)はありますか。資料がない場合、処理能力(L/min)をご提示いただけますか。	<p>現施設の処理能力は160m3/日となりますが、改修においては本施設に必要となる性能（処理能力・処理水量・流入水質・放流水質等）を関係各課と調整の上で仕様を決定してください。</p> <p>なお、計画修繕業務では、本施設の調理排水を公共下水道に放流するために必要となる油水分離と排水処理（担体流動方式を想定）を一体的に処理できる除害施設一式の改修、油水分離施設の撤去及び設置に伴う届出等を業務範囲とし、必要な費用を見込んでいます。</p> <p>貸出資料10として現在の除害施設の構造等が判る補足資料を用意しましたので、この回答の公表日以降、貸出資料DVDにセットします。貸出資料DVDを既に借りている企業については、個別にご連絡します。</p>

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年8月30日

No	資料名等	頁	区分					項目	質問内容	回答
20	資料8	1	10					油水分離槽施設の更新で担体流動方式を想定とありますが、担体流動方式は排水処理となります。油水分離機能だけであれば担体流動方式でなくてもよろしいでしょうか。もしくは油水分離と排水処理を行う施設への改修ということでしょうか。	No19回答をご参照ください。 その上で、計画修繕番号10は、油水分離と排水処理を行う施設への改修を想定しているもので、修繕後の処理方式の選択も提案に委ねます。資料8「計画修繕一覧表」の記載を修正して公表します。	
21	資料8	1	10					既設の油水分離槽の流出先に除害施設がありますが、油水分離と排水処理を行う施設への改修を行う場合、排水処理後に改めて除害施設で排水処理を行う計画でしょうか。既設の排水処理のフローを補足資料としていただけますか。	No19回答をご参照ください。 既設の排水処理のフローについては配布資料10をご参照ください。 なお、除外施設一式の整備方法は事業者の提案によります。	
22	貸出資料1							空調図面 A-07_空調機器表5 A-08_空調機器表6 フィルターユニットの中性能フィルターについて、過去の更新周期は何年毎ですか。また直近では何年度に実施していますか。	過去、中性能フィルター及び付随するプレフィルターの更新はしていませんが、今年度もしくは来年度に実施する予定です。 通常、中性能フィルターは2年に1回、プレフィルターは1年に1回の交換が必要とされていますので、それで費用を見込んでください。	
23	貸出資料1							建築図面 007_配置 北部給食センターでは、ゴミ処理装置室の撤去がありましたが、南部でゴミ処理機の撤去の記載がないのは、今後も使用していく考えでしょうか。	調理棟改築当初にはゴミ処理機（厨芥処理機）がありましたが、現在は既に撤去済みです。	
24	貸出資料4							排水施設等の確認ですが、修繕履歴には、排水槽・除外施設油水分離槽・除外施設調整槽・除外施設攪拌・除外施設中継槽が記載されています。 図面M-15配置平面図では、油水分離施設・原水槽・中継槽・処理施設で記載されていますが、どれに対応しているのでしょうか。	排水施設等（油水分離施設・除外施設）の構造は、貸出資料10（No19回答）で補足します。 ・排水槽、除外施設中継槽：調理棟から排水を一旦貯めて油水分離槽へと流す中継槽を指します。貸出資料10別紙2を参照してください。 ・除外施設油水分離槽、除外施設調整槽：貸出資料10を参照してください。 ・除外施設攪拌：令和3年度No10の「除外施設水中攪拌ポンプ取替修繕」のことであれば、調整槽のポンプの修繕です。	
25	様式集Excel	様式5-5						食器食缶等リスト J列に「(写真等)」と記載があり、写真の掲載を指示している箇所かと解釈しましたが、写真は掲載は必須ではなく、品番提示でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、写真の掲載は必須ではありません。 なお、品番が指定されていないものについては、可能な範囲で写真の掲載をお願いします。	

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年8月30日

No	資料名等	頁	区分	項目	質問内容	回答
26	様式集Excel	様式5-5		食器食缶等リスト	<p>※に「様式5-8と整合が取れていること。」や、表内に「=様式5-8:S60（更新1回分）」等と、様式5-8と整合性をとるよう記載がありますが、様式5-8がExcel内に無く、様式5-7「運営費内訳書」が該当するかと思いましたが、いかがでしょうか。</p> <p>「様式7-2②委託料A」、「様式7-2③委託料B」の算定根拠欄や、※の部分も同様に確認頂けると幸いです。</p>	<p>前段・後段ともご理解のとおりです。様式5-7の誤記でした。</p> <p>様式5-5以外にも様式5-6、様式7-2②、様式7-2③も同様でしたので、様式集Excelを修正して公表します。</p>
27	様式集Excel	様式5-5		食器食缶等リスト	<p>29行目にある「内、新規調達分 合計」のI列「数量設定の考え方」にて、「=様式5-8:H9」との記載があります。こちらは、「様式5-7(5-8は誤植?)のH9セル」と整合性を取るよう指示と解釈しましたが、新規調達分の食器・食缶は、初年度の一括購入が必要となるのでしょうか。</p> <p>その場合、様式5-7の「①業務開始前の引継業務」に属するため、委託料Cの支払で回収すべきという認識で合っていますでしょうか。</p>	<p>前段について、食器等の更新は要求水準書第2-3-(2)-イ-(ウ)-aのとおり、『資料3 食器・食缶リスト』で【新規調達】となっているものは業務開始前の引継ぎ業務として調達してください。</p> <p>なお、No8回答のとおり、資料3『食器・食缶等リスト』①食器・③食缶（バット、ミニバットは除く）については、上記の給食提供開始前と、要求水準書第2-10-(3)-イにある事業期間中の、2回の全数更新タイミングがあることに留意してください。事業期間中の更新時期については市と協議して決定となります。提案時においては、応募者として望ましいと考える時期に更新を設定し、提案してください。</p> <p>支払については、新規調達分は、業務開始前の引継業務に属するため、委託料Cとなります。それ以外の更新については、委託料Aを想定しています。</p> <p>また、No26回答のとおり「様式5-8」は「様式5-7」の誤記です。</p>
28	様式集Excel	様式5-6		追加備品リスト	<p>1つ上の質問と同様に、25行目にある「①～③ 合計」について、「備考」に「=様式5-8:H10」との記載があります。こちらは、「様式5-7(5-8は誤植?)のH10セル」と整合性を取るよう指示と解釈しましたが、同じく、追加備品は、初年度の一括購入が必要となるのでしょうか。</p> <p>その場合、様式5-7の「①業務開始前の引継業務」に属するため、委託料Cの支払で回収すべきという認識で合っていますでしょうか。</p>	<p>貸与備品以外で追加して調達する備品については、事業に支障の無いように事業者にて調達時期を判断の上で、調達してください。</p> <p>調達時期が業務開始前に調達する場合は、「業務開始前の引継業務」にあたるため、様式5-6に記載の上、様式5-7の①に計上してください。また、支払は委託料Cとなります。</p> <p>一方、調達時期が業務期間中である場合は、様式5-7の⑧の「各種備品の更新費」欄に計上してください。また、支払は委託料Aとなります。</p> <p>なお、No26回答のとおり「様式5-8」は「様式5-7」の誤記です。</p>

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年8月30日

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
29	様式集Excel	様式6-3②					計画修繕概要	<p>「※ 資料8「計画修繕一覧表」に記載のない追加の修繕・改修・更新工事の提案を行う場合は、適宜行を追加して記載すること。」の記載がありますが、もし追加提案箇所がある場合に、該当するB列「建物名称」、C列「室名」が不明な場合は、空欄にして、D列「対策項目」、E列「施工方法・使用材料・工事期間 等」のみを入力するという記載方法で問題ございませんでしょうか。</p>	追加提案を行うにあたり、建物名・室名が不明な場合は空欄で構いませんが、修繕の該当箇所が分かるようにC列「内容等」に該当箇所の補足説明を記載ください。
30	様式集Excel	様式6-3③					長期修繕計画書（事業期間中 経常修繕上限額内）	<p>「※ 他の様式における「修繕費」については、「経常修繕費（経常修繕上限額以内）⑦」又は「修繕費（事業者負担分） 合計⑧」の数字を用いること。」の記載がありますが、具体的には、どの様式のどの部分にこちらの数値を反映すればよろしいでしょうか。また、⑦又は⑧と記載がありますが、どちらの数字を使用するのが正しいという解釈でしょうか。</p>	<p>前段については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「計画修繕費 合計①」は「様式7-2⑤委託料D」におけるD-1と「様式7-2⑥長期収支計画」における委託料D-1や計画修繕費用と整合させてください。</li> <li>・「経常修繕費（経常修繕上限額以内）⑦」は「様式7-2⑤委託料D」におけるD-2と「様式7-2⑥長期収支計画」における委託料D-2や経常修繕費と整合させてください。</li> <li>・「修繕費（事業者負担分） 合計⑧」は「様式4-4」における委託料Dを想定しています。</li> </ul> <p>提案書に数字を記載する際にはそれぞれの種別・数字の整合が取れるように記載ください。</p> <p>後段については上記を参考に適切な数字をご使用ください。</p>
31	様式集Excel	様式6-3④					長期修繕計画書（事業期間中 経常修繕上限額を超える分）	<p>本様式における「経常修繕上限額を超える分」の修繕について、具体的に金額目安は決まっているのでしょうか。また、提案内容の妥当性はどのように判断されるのでしょうか。</p>	<p>前段については、金額は未定となります。施設の運営に支障をきたさないために必要な修繕・更新費用（経常修繕上限額を超える分）を計画してください。</p> <p>後段については、様式6-3③と様式6-3④で、施設の長寿命化の観点から必要な修繕・更新項目が見込まれているかを総合的に評価するとともに、様式6-3③において、上限額内でより充実している修繕計画を提案したものを評価します。</p> <p>なお、上限額の設定根拠については、No5回答を参照してください。</p>
32	様式集Excel	様式6-3⑤					長期修繕計画書（事業期間後参考）	<p>本施設は2000年から使用され、本事業終了時には35年が経過し、様式6-3は正確性が低くなる可能性があります。参考とのことですが、評価には影響しないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。事業期間終了後の修繕計画はあくまで参考の扱いで評価対象とはしません。また、事業開始後に適宜見直しを行っていただくことを想定しています。なお、事業期間終了後の修繕が抑制できるための、事業期間中の工夫に関する提案は評価対象となります。</p>

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業

令和6年8月30日

入札説明書等への質問（第1回）への回答

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
33	基本協定書	5	第6条	5			事業契約	「甲は、事業予定者がある責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には<中略>違約金として請求することができる。」とありますが、当該違約金の支払対象は、事業予定者の構成員及び協力企業、代表企業のうち、帰責性のあるいずれかであるとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定書（案）第6条第6項のとおり、市との関係においては、違約金の支払債務は代表企業を含む構成員及び協力企業の連帯債務となります。各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。
34	基本協定書	6	第6条	6			事業契約	「前項に基づく乙の違約金及び損害賠償の支払債務は連帯債務とする。」とありますが、当該賠償金及び違約金を連帯して負担するのは事業予定者の構成員及び協力企業、代表企業との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	基本協定書	8	第8条	2			解除、違約金等	「次のいずれかの場合に該当するときは<中略>連帯して支払わなければならない。」とありますが、当該賠償金及び違約金を連帯して負担するのは事業予定者の構成員及び協力企業、代表企業との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	基本協定書	9	第8条	4			解除、違約金等	「甲が本基本協定を解除しない場合でも<中略>甲が指定する期限までに支払わなければならない。」とありますが、当該賠償金の支払対象は、事業予定者の構成員及び協力企業、代表企業のうち、帰責性のあるいずれかであるとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定書（案）第8条第6項のとおり、市との関係においては、違約金の支払債務は代表企業を含む構成員及び協力企業の連帯債務となります。各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。
37	基本協定書	9	第8条	5			解除、違約金等	「前項の規定の適用があるにもかかわらず<中略>請求することができる。」とありますが、当該賠償金の支払対象は、事業予定者の構成員及び協力企業、代表企業のうち、帰責性のあるいずれかであるとの理解で宜しいでしょうか。	基本協定書（案）第8条第6項のとおり、市との関係においては、違約金の支払債務は代表企業を含む構成員及び協力企業の連帯債務となります。各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。
38	基本協定書	9	第8条	6			解除、違約金等	「前各項の適用がある適用において乙が単独企業でないときは、乙は、違約金、賠償金等の金員を連帯して甲に支払わなければならない。」とありますが、当該賠償金及び違約金を連帯して負担するのは、事業予定者の構成員及び協力企業、代表企業との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	事業契約書	28	第38条	5	(1)		食中毒等	貴市に委託料及び賠償金をお支払いただく際、その損害等を構成する費用に金融費用が含まれている場合については、合理的な範囲でご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

豊橋市南部学校給食センター長期包括委託事業  
入札説明書等への質問（第1回）への回答

令和6年8月30日

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
40	事業契約書	34	第48条				甲の損害賠償請求等	「次の各号のいずれかに該当する場合<中略>甲の指定する期間内に支払うものとする。」とありますが、当該賠償金及び違約金の支払対象は、帰責性のある選定事業者（落札者グループ）の構成員のいずれかであって、選定事業者そのものではないという理解で宜しいでしょうか。	事業契約は市と落札者グループ各社（SPCを設立する場合はSPC）と締結するものになります。そのため、違約金の支払債務は落札者グループを構成する企業全社又はSPCが支払うべきものとなります。なお、各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。
41	事業契約書	35	第49条	3			甲の債務不履行による契約終了	貴市に損害を賠償いただく際、その損害を構成する費用に金融費用が含まれている場合については、合理的な範囲でご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	事業契約書	35	第50条				不可抗力又は法令変更による契約終了	貴市に費用をご負担いただく際、その費用に金融費用が含まれる場合については、合理的な範囲でご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	事業契約書	44	第62条				損害賠償	「甲及び乙は、それぞれ、本契約に定める義務を履行せず、相手方に損害を生じさせたときは、本契約に特に定める場合を除き、当該損害を賠償しなければならない。」とありますが、当該賠償金の支払対象は、帰責性のある選定事業者（落札者グループ）の構成員のいずれかであって、選定事業者そのものではないという理解で宜しいでしょうか。	事業契約は市と落札者グループ各社（SPCを設立する場合はSPC）と締結するものになります。そのため、違約金の支払債務は落札者グループを構成する企業全社又はSPCが支払うべきものとなります。なお、各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。
44	事業契約書	44	第62条				損害賠償	貴市に賠償金をお支払いいただく際、その賠償の構成要素に金融費用が含まれる場合、合理的な範囲でお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	事業契約書 特約条項	59	第1章	第2条	3		談合その他不正行為に係る解除	「契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は<中略>市が指定する期限までに支払わなければならない。」とありますが、当該違約金の支払対象は、帰責性のある選定事業者（落札者グループ）の構成員のいずれかであって、選定事業者そのものではないという理解で宜しいでしょうか。	事業契約は市と落札者グループ各社（SPCを設立する場合はSPC）と締結するものになります。そのため、違約金の支払債務は落札者グループを構成する企業全社又はSPCが支払うべきものとなります。なお、各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。
46	事業契約書 特約条項	59	第1章	第3条	1		談合その他不正行為に係る賠償金の支払い	「契約の相手方は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは<中略>市が指定する期限までに支払わなければならない。」とありますが、当該賠償金の支払対象は、帰責性のある選定事業者（落札者グループ）の構成員のいずれかであって、選定事業者そのものではないという理解で宜しいでしょうか。	事業契約は市と落札者グループ各社（SPCを設立する場合はSPC）と締結するものになります。そのため、違約金の支払債務は落札者グループを構成する企業全社又はSPCが支払うべきものとなります。なお、各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。

## 入札説明書等への質問（第1回）への回答

No	資料名等	頁	区分				項目	質問内容	回答
47	事業契約書 特約条項	59	第1章	第3条	2		談合その他不正行為に係る賠償金の支払い	「前項の規定にかかわらず、市は、市の生じた実際の損害額が<中略>その超過分につき賠償を請求することができる。」とありますが、当該賠償金の支払対象は、帰責性のある選定事業者（落札者グループ）の構成員のいずれかであって、選定事業者そのものではないという理解で宜しいでしょうか。	事業契約は市と落札者グループ各社（SPCを設立する場合はSPC）と締結するものになります。そのため、違約金の支払債務は落札者グループを構成する企業全社又はSPCが支払うべきものとなります。なお、各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。
48	事業契約書 特約条項	59	第1章	第3条	3		談合その他不正行為に係る賠償金の支払い	「前2項の場合において、契約の相手方が協同組合等であるとき<中略>代表者又は構成員は、賠償金を連帯して市に支払わなければならない。」とありますが、当該賠償金を連帯して負担するのは、帰責性のある選定事業者（落札者グループ）の構成員であって、選定事業者そのものではないという理解で宜しいでしょうか。	事業契約は市と落札者グループ各社（SPCを設立する場合はSPC）と締結するものになります。そのため、違約金の支払債務は落札者グループを構成する企業全社又はSPCが支払うべきものとなります。なお、各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。
49	事業契約書 特約条項	61	第2章	第2条	3		暴力団等排除に係る解除	「前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては<中略>市の指定する期間内に支払わなければならない。」とありますが、当該違約金の支払対象は、帰責性のある選定事業者（落札者グループ）の構成員のいずれかであって、選定事業者そのものではないという理解で宜しいでしょうか。	事業契約は市と落札者グループ各社（SPCを設立する場合はSPC）と締結するものになります。そのため、違約金の支払債務は落札者グループを構成する企業全社又はSPCが支払うべきものとなります。なお、各企業間において、最終的な費用負担者を帰責者とする内部調整を行うことは問題ありません。